

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理事業実施規程

(総則)

第1条 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「振興財団」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第8条に基づき、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業実施規程」という。）を定める。

(事業の基本方針等)

第2条 振興財団は、法第3条に基づき広島県が策定した「広島県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に即して、農地中間管理事業（以下「中間管理事業」という。）を行う。

2 振興財団は、法第26条に基づく農業者等による協議の場（以下「人・農地プラン」という。）等における地域での農用地等の集積・集約化の取組に考慮しつつ、ほ場の分散錯圃の解消や農業経営の規模拡大等、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するよう努めるものとする。

3 振興財団は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町と、プラン作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、情報共有を図りつつ、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

(定義)

第3条 事業実施規程中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 農用地等

第2条第2項に掲げる農用地等

(2) 旧農地利用集積円滑化団体

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の際現に存する同法第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体

(3) 借受希望者

経営発展のために必要となる農用地等の借受を希望する認定農業者、認定新規就農者、市町基本構想水準到達者、農業経営を行うJA出資法人・JA、旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者等の担い手

(4) 貸付希望者

中間管理事業により農用地等の貸し付けを希望する農用地等の所有者及び相続人

(5) 募集区域

振興財団が中間管理事業を推進するため、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第11条2項に定める区域内において、農用地等の借受希望者を募集する範囲

(6) 地域

中間管理事業を行う範囲を含む人・農地プランにおける合意形成の範囲

(中間管理事業を重点的に実施する区域の基準等)

第4条 法第8条第2項1号に掲げる中間管理事業を重点的に実施する区域の基準は、人・農地プランの実質化または実質化に向けた取組により、地域が農用地等の集積・集約化に取り組む区域や農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とする。

2 前項の規定に定める区域以外において、振興財団が中間管理事業を行うことを妨げない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第5条 法第8条第2項第2号に定める農地中間管理権（以下「中間管理権」という。）を取得する農用地等は、次に掲げるものとする。ただし、貸し付けが確実に見込まれる農用地等で、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合は、この限りではない。

(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等以外であること。

(2) 当該募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない農用地等以外であること。

(3) 当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。

(4) 当該農用地等の賃貸借料が、近傍の整備状況等が同程度の農用地等の賃貸借料や生産条件等からみて適切であると判断されること。

2 振興財団は、利用意向調査によって振興財団への貸付けの意向が示された遊休農地や、振興財団と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば前項の規定に合致する場合には、市町、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

3 遊休農地の借受基準については、別に定める。

(地域の状況把握)

第6条 振興財団は、市町、農業委員会等と連携し、中間管理事業を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるとともに、各地域における次の事項等を把握するものとする。

(1) 人・農地プランの実質化や作成・見直しの状況

(2) 借受を見込める担い手の有無

(3) 農地流動化に向けた機運の状況

(4) 耕作放棄地の現状及び今後の耕作放棄地の活用見込み

(借受希望者の募集等)

第7条 借受希望者の募集は、4月1日から翌年の3月31日までの通年とする。

2 募集区域は市町又はこれより小さい範囲（人・農地プランの合意形成の範囲を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定する。

3 振興財団は、借受希望者の募集を行う場合、募集区域のほか、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 募集区域内の農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯の栽培面積など）

(2) 募集区域内の担い手の状況（認定農業者、新規就農者の経営体数など）

4 振興財団は借受希望者が応募を行う際に、次の事項等を明らかにさせたいうえで、応募させるものとする。

(1) 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

- (2) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - (3) 借受けを希望する期間
 - (4) 借受希望者の農業経営状況（作物毎の栽培面積等）
 - (5) 募集区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大，農地の集約化，新規参入等）
- 5 借受希望者の募集方法は，あらかじめ振興財団のホームページへ掲載するものとする。
- 6 募集区域内に担い手が十分いない場合は，市町等の関係機関と連携して他地域の担い手に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- 7 振興財団は，借受希望者に関する情報のうち，次に掲げる事項について振興財団のホームページ上で公表するものとする。
- (1) 借受希望者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 - (2) 募集区域内の農業者，募集区域外の農業者，新規参入者の別
 - (3) 借受けを希望する農用地等の種別，面積
 - (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別，栽培方法
- 8 振興財団は，農用地等の貸付先を決定する際に必要がある場合は，借受希望者に対しヒアリングを行い，その希望内容を正確に把握するものとする。

（貸付希望者の把握）

- 第8条** 振興財団は，貸付希望者からの申出があつた場合等には，当該者及び農用地等の面積や区画・形状等営農条件に関する情報をリスト化するとともに，貸付希望農地情報（所在地，地目，面積）については，市町及び農業委員会と協議した上でホームページに掲載するものとする。
- 2 農地中間管理権の取得に当たっては，土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連農地整備事業」という。）が行われることがある旨について，所有者に対し書面の交付により説明するものとする。
- 3 振興財団は，市町，農業委員会，農業協同組合，土地改良区，担い手組織等との連携を密にし，農地情報の把握に努めるとともに，人・農地プランについて市町との情報交換を行うものとする。

（農用地利用配分計画の原案作成）

- 第9条** 振興財団は，市町及び市町が指定する旧農地利用集積円滑化団体に対して，あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上，農用地利用配分計画案を作成するよう，求めるものとする。

（貸付先の決定方法）

- 第10条** 振興財団は，次に掲げる事項を配慮し，農用地利用配分計画の決定や，市町による機構を経由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下，「集積計画一括方式」という。）への同意を行うものとする。
- (1) 農用地等の借受希望者の規模拡大又は借受希望者が営農を行う経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
 - (2) 地域において効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - (3) 地域内において新たに設立された集落法人や新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指す取組を阻害しないようにすること。

- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 振興財団は、貸付先の決定に際し、借受希望者に対し、当該借受希望者の希望条件や地域農業の発展に関する事項、農用地等の貸付料及び支払条件について協議を行うものとする。
 - 3 振興財団は、県への農用地利用配分計画の認可申請や市町への集積計画一括方式への同意協議に当たっては、募集時や定期的に把握した借受希望者の意向を踏まえ、振興財団ホームページ等を通じ、あらかじめ利害関係人（貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者）の意見を聞くものとする。
 - 4 農用地利用配分計画や集積計画一括方式（以下、「農用地利用配分計画等」という。）における貸付先の決定に当たっては、当該地域に係る人・農地プランの内容を考慮するとともに、次に掲げる順位を基本として優先的に貸付先の決定を行うよう配慮するものとする。なお、該当する借受希望者が複数の場合は、現在経営している農用地等との位置関係、当該貸付希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮し順位を決定する。
 - (1) 地域内の合意に基づき、集落法人を設立する場合。
 - (2) 担い手相互間で利用権の交換を行い分散錯圃の解消を行う場合。
 - (3) 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合。
 - (4) 借受希望者の中に、地域内の担い手がいる場合。
 - (5) 地域内に担い手がおらず、地域外から担い手を参入させる場合。
 - 5 市町が集積計画一括方式による転貸を検討している場合は、振興財団は、市町段階において貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
 - 6 振興財団は、農用地の集積・集約化及び利用の高度化の促進を図るため、特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し中間管理権の取得に関する協議を申し入れることができるものとする。
 - 7 振興財団の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮し、特段の理由が無い限り10年間以上とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるような期間とするものとする。
 - 8 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連農地整備事業が行われることがある旨、借受希望者に対し書面の交付により説明するものとする。

(中間管理権の取得の方法)

- 第11条** 振興財団が取得する中間管理権の取得は、農用地利用集積計画が策定されるなど、市町との協議が行われた後に行うものとする。
- 2 中間管理権の取得のうち農地貸付信託による権利の取得を行う場合は、あらかじめ知事の承認を受けた後に取得するものとする。
 - 3 振興財団は、貸付希望者の営農可能期間等を考慮しながら、借受後、振興財団が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
 - 4 中間管理権を設定する期間については、その農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。）との協議結果を踏まえるとともに、貸付

先の経営の安定・発展に配慮し、特段の理由が無い限り 10 年間以上とする。ただし、これよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができる。

(賃貸借料の水準等)

第 1 2 条 賃貸借料については、第 10 条第 2 項による協議結果等を踏まえ、賃貸借又は使用貸借契約を締結する相手方と協議の上設定するものとする。

2 振興財団が借り受け及び貸し付ける農用地等の賃貸借料の設定は、マッチングにおいて調整がつかない場合、農業委員会等の情報を提供するなど近傍の整備状況等が同程度の農用地等の借地料を踏まえ設定する。

3 振興財団が中間管理権を取得した農用地等の借地料は、農用地等の貸し手に対する賃貸借契約が締結されるまでの間は無料とする。

(事務手数料)

第 1 3 条 振興財団は、あらかじめ知事の承認を受けたうえで、賃貸借料とは別に中間管理事業に係る手数料を徴収することができる。

2 手数料の額及び徴収方法は、別に定める。

(中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第 1 4 条 振興財団が中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けて、中間管理権に係る契約の解除を行うものとする。

(1) 中間管理権の取得後 2 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

(2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地利用配分計画等の解除)

第 1 5 条 振興財団が中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けて、農用地利用配分計画等による賃貸借又は使用貸借契約の解除を行うものとする。

なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者と事前に協議するものとする。

(1) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) 貸付された農用地等が適正に利用されていないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく農用地等の利用状況の報告を行わないとき。

(4) 農地法第 18 条第 2 項の「賃借人が信義に反した行為をした場合」の知事の認可を受けたとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第 1 6 条 振興財団は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の要否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第17条 振興財団は、当該農用地等について、10年間以上の期間で中間管理権の取得を行い、かつ次のいずれかに該当する場合は、利用条件改善業務を行うことができる。

- (1) 当該農用地等の貸付が確実に見込まれ、その貸付先が利用条件改善を希望している場合。
- (2) 当該農用地等の利用条件改善を行うことにより、当該農用地等の貸付けが長期間確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応じるための体制)

第18条 振興財団は、中間管理事業に係る相談又は苦情に対応するため、振興財団に相談又は苦情に応じる窓口を設置する。

- 2 相談は、窓口を振興財団に設置するとともに、インターネットによる相談等の受付を行う。

(業務委託)

第19条 振興財団は、市町等に対して、中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、その業務内容を明確にし、委託予定先の同意を得た上で、必要な場合は知事の承認を受けて委託するものとする。

- 2 振興財団は、中間管理事業の業務を委託する場合は、あらかじめ委託予定先の業務実施体制など委託した業務が適切に遂行できる能力等を確認し、委託するものとする。
- 3 委託を行う業務のうち、定型的な業務などについては、競争入札等により、コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施できる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第20条 振興財団は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤収集等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに広島県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

- 2 振興財団は、(1)の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成26年3月26日）から施行する。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成27年3月31日）から施行する。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成28年4月25日）から施行する。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成28年5月31日）から施行する。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成29年8月25日）から施行する。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成30年3月19日）から施行する。

ただし、第7条第1項の規定については、平成30年度の募集は5月1日からの開始とする。

附 則

この規程は、法第8条に基づく認可の日（平成30年5月28日）から施行する。

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行日（令和元年11月1日）から施行する。

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。